

## 原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定運営要項

制定	平成10年	3月31日
改正	平成11年	7月1日
改正	平成16年	4月30日
改正	平成17年	7月20日
改正	平成17年	12月26日
改正	平成18年	10月20日
改正	平成19年	12月21日
改正	平成26年	3月12日
改正	令和3年	3月30日
改正	令和4年	5月17日

### (要 旨)

第1条 この要項は、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「協定」という。）第20条の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

### (新增設等計画の了解)

第2条 協定第5条第1項に規定する「原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第13条第2項第2号に規定する加工施設
- (2) 炉規法第23条第2項第5号に規定する試験研究用等原子炉施設
- (3) 炉規法第43条の3の5第2項第5号及び第10号に規定する発電用原子炉施設等
- (4) 炉規法第44条第2項第2号に規定する再処理施設
- (5) 炉規法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設及び同条第3項第2号に規定する廃棄物管理施設
- (6) 炉規法第52条第2項第7号、第8号及び第9号に規定する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設
- (7) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I 法」という。）第3条第2項第5号、第6号及び第7号に規定する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設並びにR I 法第4条の2第2項第4号、第5号及び第6号に規定する廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設

2 協定第5条第1項に規定する「変更しようとするとき」とは、第1項に規定する施設に係る新增設を伴わない処理能力、貯蔵能力、保管能力等の変更をしようとする場合で、次の各号に定めるものをいう。

(1) 第1項第1号に規定する加工施設

- ア 化学処理施設、濃縮施設、成型施設、被覆施設若しくは組立施設の最大処理能力の増加
- イ 核燃料物質貯蔵施設の最大貯蔵能力の増加
- ウ 放射性廃棄物廃棄施設の処理能力の増加
- エ 放射性廃棄物の放出管理目標値の設定及び増加又は保管能力の増加
- オ 加工施設における主要な設備の増設及び更新

(2) 第1項第2号に規定する試験研究用等原子炉施設

- ア 炉規法第23条第2項第3号に規定する熱出力の変更
- イ 原子炉本体、原子炉冷却系統施設又は計測制御系統施設の変更  
ただし、原子炉冷却系統施設は、一次、二次及び非常用冷却設備に係るものに、また、計測制御系統施設は安全保護回路に係るものに限る。
- ウ 核燃料物質貯蔵施設の貯蔵能力の増加
- エ 放射性廃棄物廃棄施設の処理能力の増加
- オ 放射性廃棄物の放出管理目標値の設定及び増加又は保管能力の増加
- カ 原子炉施設における主要な設備の増設及び更新

(3) 第1項第3号に規定する発電用原子炉施設

- ア 炉規法第43条の3の5第2項第3号に規定する熱出力の変更
- イ 原子炉本体、原子炉冷却系統施設又は計測制御系統施設の変更  
ただし、原子炉冷却系統施設は、一次、二次及び非常用冷却設備に係るものに、また、計測制御系統施設は安全保護回路に係るものに限る。
- ウ 核燃料物質貯蔵施設の貯蔵能力の増加
- エ 放射性廃棄物廃棄施設の処理能力の増加
- オ 放射性廃棄物の放出管理目標値の設定及び増加又は保管能力の増加
- カ 原子炉施設における主要な設備の増設及び更新

(4) 第1項第4号に規定する再処理施設

- ア 炉規法第44条第2項第3号に規定する再処理を行う使用済燃料の種類の変更
- イ 再処理施設の最大再処理能力の変更
- ウ せん断処理施設の最大処理能力、溶解施設の最大溶解能力、分離施設の最大分離能力、精製施設の最大精製能力、脱硝施設の最大脱硝能力、酸及び溶媒の回収施設の最大回収能力又は主要な試験施設の最大処理等の能力の変更
- エ 使用済燃料貯蔵施設又は製品貯蔵施設の最大貯蔵能力の増加

- オ 計測制御系統施設（主要な安全保護回路に係るものに限る。）の変更
- カ 放射性廃棄物廃棄施設の処理能力の増加
- キ 放射性廃棄物の放出管理目標値の設定及び増加又は保管能力の増加
- ク 再処理施設における主要な設備の増設及び更新

(5) 第1項第5号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設

ア 廃棄物埋設施設

- (ア) 埋設地の最大埋設能力の増加
- (イ) 放射性廃棄物受入れ施設の放射性廃棄物の最大受入れ能力の増加

イ 廃棄物管理施設

- (ア) 処理施設の放射性廃棄物の最大処理能力の増加
- (イ) 管理施設の放射性廃棄物の最大管理能力の増加
- (ウ) 放射性廃棄物受入れ施設の放射性廃棄物の最大受入れ能力の増加

(6) 第1項第6号に規定する使用施設，貯蔵施設又は廃棄施設

- ア 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に定める核燃料物質を使用する施設において，炉規法第55条の2に規定する使用前検査の実施を伴う核燃料物質の年間予定使用量の増加（照射されていない劣化ウラン，天然ウラン，トリウムを除く。）

イ 放射性廃棄物の放出管理目標値の設定及び増加又は保管能力の増加

- ウ アに規定する施設の主要な設備の増設及び更新であって，炉規法第55条の2に規定する使用前検査の実施を伴うもの

(7) 第1項第7号に規定する使用施設，貯蔵施設，廃棄施設，廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設

- ア 放射性同位元素の貯蔵能力の増加又は放射性廃棄物の貯蔵能力の増加（主要な設備の増設に係るものであって，R1法第12条の8に規定する施設検査の実施を伴うものに限る。）

イ 埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の性状の変更又は量の増加

ウ 放射性廃棄物の放出管理目標値の設定及び増加

- エ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第2条に規定する放射線発生装置のうち主要な放射線発生装置の増設及び同条第8号に規定するプラズマ発生装置の主要な設備の変更（R1法第12条の8に規定する施設検査の実施を伴うものに限る。）

3 協定第5条第1項に規定する事前了解を得るに当たっては，当該新增設等計画に係る関係法令に基づく許認可等申請手続きを行うときまでに，新增設等計画書（様式第1）を提出するものとする。

4 協定第5条第1項に規定する了解を得るまでの間において，前項の規定により提出した新增設等計画書の記載事項に変更が生じたときは，速やかに新增設

等計画書（変更）（様式第1－2）を提出するものとする。

5 協定第5条第2項に規定する県が隣接市町村に意見を求める必要があると認めるものとは、次の各号に掲げる施設の新設、増設及び変更の計画に係るものとする。ただし、軽微なものを除く。

（1）第1項第2号に規定する試験研究用等原子炉施設及び同項第3号に規定する発電用原子炉施設のうち原子炉本体及び原子炉冷却系統施設（二次冷却設備を除く。）

（2）第1項第4号に規定する再処理施設のうちせん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設又は酸及び溶媒の回収施設

（3）第1項第5号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設（放射性廃棄物受入れ施設を除く。）

（4）第1項第6号に規定する施設のうち炉規法第55条の2に規定する使用前検査の実施を伴う施設

（5）前各号に掲げる施設のほか、第1項に掲げる施設のうち放射性廃棄物の放出管理目標値の増加を伴うもの及び県が必要と認める施設

（廃止措置計画）

第3条 協定第5条の2第1項に規定する「廃止措置」とは、第2条第1項各号に掲げる原子力施設の種類ごとに、その事業等を廃止するため関係法令に基づく国の認可を受けて実施する施設の解体、核燃料物質等の譲渡、核燃料物質等による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄等をいう。

2 協定第5条の2第1項に規定する同意を得るに当たっては、関係法令に基づき当該廃止措置計画に係る認可申請手続を行うときに、廃止措置計画書（様式第1－3）を提出するものとする。

3 協定第5条の2第1項に規定する同意を得るまでの間において、前項の規定により提出した廃止措置計画書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに廃止措置計画書（変更）（様式第1－4）を提出するものとする。

4 協定第5条の2第2項に規定する報告は、廃止措置計画に関する報告書（様式第1－5）により行うものとする。

（監視測定）

第4条 協定第6条の規定による監視測定は、炉規法及びR I法に定めるもののほか、協定第2条第1項の管理の目標値に係る項目について行うものとする。

（防災対策）

第5条 協定第8条に定める「地域の原子力防災対策」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域防災計画に定める原子力防災計画の作成又は修正
- (2) 緊急時用通報連絡体制の整備
- (3) 緊急時に備えた原子力防災訓練
- (4) 緊急時における環境放射線モニタリング
- (5) 緊急時における医療活動
- (6) 緊急時における原子力防災等に関する専門家の派遣
- (7) 緊急時における原子力防災資機材の提供
- (8) その他地域の原子力防災対策に必要な事項

(安全上の措置)

第6条 協定第10条第1項の規定による措置は、県及び所在市町村が予め協議のうえ、措置要求書(様式第2)により求めるものとする。ただし、急を要する場合は、県又は所在市町村は協議前に口頭により措置を求めることができる。

2 県は、協定第10条第2項(隣接市町村を含む協定に限る。)の規定により隣接市町村から同条第1項の措置を求めるよう要請があった場合において、原子力事業者に対し当該措置を求めるときは、隣接市町村の意見を付すものとする。

3 協定第10条第3項(隣接市町村を含まない協定にあっては第2項)の規定による報告は、措置結果報告書(様式第3)により行うものとする。

4 隣接市町村は、協定第10条第3項(隣接市町村を含む協定に限る。)の報告の内容について、原子力事業者に対し説明を求めることができる。

(損害の補償)

第7条 協定第11条第1項に規定する「損害」には、原子力施設の運転等との間に相当の因果関係があると認められる農林水産物の価格低下、営業上の損失等経済的損害を含むものとする。

2 協定第11条第2項の規定による共同調査において、必要があると認めるときは、利害関係人及び学識経験者の意見を求めることができる。

(立入調査)

第8条 協定第12条第1項及び第2項の規定による調査は、調査事項が同一である場合、原則として同時に行うものとする。

2 協定第12条第2項(隣接市町村を含む協定に限る。)に規定する「連絡」は、口頭により行うものとする。

(立入調査の同行)

第9条 協定第13条の規定により同行することができる者の人数は、1市町村

について10名以内とする。ただし、2市町村以上にわたる場合は20名以内とする。

(年間主要事業計画等の報告)

第10条 協定第15条第1項の報告は、各年度の4月末日までに行うものとする。

2 協定第15条第1項第1号の報告は年間主要事業計画書(様式第4)、同項第2号の報告は教育訓練実施計画書(様式第5)、同項第3号の報告は放射線被ばく状況報告書(様式第6)により行うものとする。

3 年度途中において、前項の年間主要事業計画書の記載事項のうち、主要事業及び運転計画に主要な変更が生じた場合は、速やかに文書により報告するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

4 協定第15条に規定する「放射線業務従事者」とは、社員及び請負等社員以外の者であって放射線業務に従事する者をいう。

5 協定第15条に規定する「教育訓練」とは、原子力施設における安全に関する教育訓練をいう。

(運転状況等の報告)

第11条 協定第15条第2項の報告は、当該四半期の終了後1ヶ月以内に行うものとする。

2 協定第15条第2項第1号の報告は、運転状況報告書(様式第7-1)及び廃止措置実施状況報告書(様式第7-2)により行うものとする。

3 協定第15条第2項第2号の報告は、次の各号に定めるところに基づき、核燃料輸送物等輸送状況報告書(様式第8)により行うものとする。

(1) 「核燃料輸送物及び放射性輸送物等」とは、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」又は「放射性同位元素等車両運搬規則」に定めるIP型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物をいう。

(2) 「輸送」とは、当該事業所に搬入すること及び当該事業所から搬出することをいう。ただし、搬出する事業所の敷地及び搬入する事業所の敷地以外の場所を通過しない場合又は搬出する事業所の敷地及び搬入する事業所の敷地以外を通過する場合で、当該場所が他の原子力事業所の敷地である場合は、輸送として扱わない。

4 協定第15条第2項第3号の報告は、教育訓練実施状況報告書(様式第9)により行うものとする。

(随時の報告)

第12条 協定第16条第1号の報告は、次の各号に定めるところに基づき、核燃料輸送物等輸送計画書（様式第10）により、輸送実施の7日前（特に配慮しなければならない事情がある場合を除く。）までに行うものとする。ただし、輸送計画の変更の連絡のうち、輸送年月日のみの変更の場合は口頭により連絡するものとする。

（1）協定第16条第1号に規定する「核燃料輸送物及び放射性輸送物等」とは、前条第3項第1号に定めるIP型輸送物のうち放射性廃棄物、回収ウラン、装荷燃料、A型輸送物のうち装荷燃料、回収ウラン及びBM型輸送物並びにBU型輸送物をいう。

（2）「輸送」とは、前条第3項第2号の定めによる。

（3）茨城県内の協定当事者間で輸送を行う場合の茨城県に対する報告は、輸送責任のある協定当事者が行うものとする。

（4）1市町村内の協定当事者間で輸送を行う場合の市町村に対する報告は、輸送責任のある協定当事者が行うものとする。

（5）隣接市町村に対する報告は、輸送経路に該当する場合に限り行うものとする。この場合において、東海村内の協定当事者と大洗町内の協定当事者との間で輸送を行う場合、ひたちなか市に対する報告は、輸送責任のある協定当事者が行うものとする。

2 協定第16条第2号に規定する「原子力施設の安全管理に関する基本規定」とは、炉規法の規定に基づき制定する保安規定及びRI法の規定に基づき制定する放射線障害予防規程をいう。

3 協定第16条第2号の報告は、安全管理規定関係報告書（様式第11）により行うものとする。

4 協定第16条第3号の報告は、新增設等工事完了報告書（様式第12）により行うものとする。

5 協定第16条第4号に規定する「原子力施設を変更しようとするとき」とは、炉規法に基づく試験研究用等原子炉の設置許可、発電用原子炉の設置許可、加工事業及び廃棄事業の許可、再処理事業の指定並びに核燃料物質の使用等の許可（核燃料物質の使用等の許可にあつては、使用の目的又は方法に係る変更を伴うもの及び個別の施設ごとに核燃料物質のすべての使用を廃止するものに限る。）に関し、同法に基づく変更の許可申請を行うときをいう。

6 協定第16条第4号の報告は、原子力施設の変更に関する報告書（様式第13）により行うものとする。

7 前項に規定する報告書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに県及び関係市町村に連絡するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

8 協定第16条第5号に規定する「定期検査」とは、炉規法の規定に基づく定

期事業者検査及びR I法の規定に基づく定期検査をいう。

- 9 協定第16条第5号の報告は、定期検査計画（結果報告）書（様式第14）により、計画については当該検査の7日前までに、結果については速やかに行うものとする。
- 10 前項に規定する報告書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに連絡するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。
- 11 協定第16条第6号の報告は、広報等に関する報告書（様式第15）により、事前に行うものとする。
- 12 協定第16条第7号に規定する「原子力施設の定期的な評価」とは、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第9条の2第1項及び同条第2項に基づく方針の策定
  - (2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第82条第1項、同条第2項及び同条第3項に基づく方針の策定
  - (3) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第7条の4の2第1項及び同条第2項に基づく方針の策定
  - (4) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）第11条の2第1項及び同条第2項に基づく方針の策定
- 13 協定第16条第7号の報告は、原子力施設の定期的評価に関する報告書（様式第16）により行うものとする。
- 14 協定第16条第8号に規定する「原子力施設を廃止したとき」とは、第2条第1項各号に掲げる原子力施設の種類ごとに、そのすべての施設又は個別施設において、すべての放射性物質の取扱いを廃止したときをいう。
- 15 協定第16条第8号の報告は、原子力施設の廃止に関する報告書（様式第17）により行うものとする。

（事故・故障等）

第13条 協定第17条第1項第1号に規定する「放射性物質等が異常に漏えいしたとき」とは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 原子力施設（R I法適用施設を除く。以下次号において同じ。）の故障等により、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- (2) 原子力施設の故障等により、放射性物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人



の立入制限，かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

ア 漏えいした液体状の放射性物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の放射性物質等が漏えいした場合において，漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ウ 漏えいした放射性物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(3) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排出施設によって排出した場合（R I 法適用施設におけるものを除く。）において，周辺監視区域外の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。

(4) 放射性物質等が管理区域外で漏えいしたとき。ただし，法令に定める数量以下の密封されていない放射性同位元素を使用した場合を除く。

(5) 前号に掲げるもののほか，R I 法適用施設において次のいずれかに該当するとき。

ア 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し，又は排気することによって廃棄した場合において，法令に定める濃度限度又は線量限度を超えたとき。

イ 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し，又は排水することによって廃棄した場合において，法令に定める濃度限度又は線量限度を超えたとき。

ウ 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし，漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき，又は気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において，法令に定める空气中濃度限度を超えるおそれがないときを除く。

2 協定第17条第1項第2号に規定する線量は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 原子力施設の故障等により管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときにおいては，当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者について5ミリシーベルト，放射線業務従事者以外のものについて0.5ミリシーベルト

(2) 放射線業務従事者について法令に定める線量限度

(3) 廃棄物埋設地（放射性同位元素等の廃棄物埋設に係るものに限る。）の管理を予定している期間及びその終了後における人の被ばくに係る線量限度として法令が定める値

3 協定第17条第1項第3号に規定する「重大な故障があったとき」とは，次の各号に掲げるときとする。

- (1) 試験研究用等原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。ただし、原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。
- (2) 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき。
- (3) 発電用原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき若しくは原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき若しくは原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、原子炉設置者の公表があったときを除く。

ア 炉規法第43条の3の16に規定する定期事業者検査の期間にあるとき（当該故障に係る設備が原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）

イ 運転上の制限（保安規定で定める原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この項において同じ。）を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。

ウ 運転上の制限に従い出力変化が必要となったとき。

- (4) 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第17条若しくは第18条に定める基準に適合していないと認められたとき、又は当該常設重大事故等対処設備が同規則第55条若しくは第56条に定める基準に適合していないと認められたとき、あるいは発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。
- (5) 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。
- (6) 発電用原子炉施設において、挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて原子炉設置者が定めた

制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。) から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。

- (7) 再処理施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、再処理に支障を及ぼしたとき。
- (8) 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。
- (9) 加工施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、加工に支障を及ぼしたとき。
- (10) 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、加工に支障を及ぼしたとき。
- (11) 核燃料物質の使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理に関し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするとき。
- (12) 核燃料物質の使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能、その他核燃料物質の使用施設等の安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。
- (13) 廃棄物埋設施設（核燃料物質等の廃棄物埋設に係るものに限る。以下次号において同じ。）の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。
- (14) 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。
- (15) 廃棄物管理施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- (16) 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失したとき。

失し、又は喪失するおそれがあったことにより、廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。

(17) 原子炉以外の場所において核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

(18) R I 法適用施設において、法令に定めるしゃへい物に係る線量限度を超え又は超えるおそれがあるとき。

4 協定第 17 条第 1 項第 7 号の規定により定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 入院治療を必要としないもの。

(2) R I 法適用施設において発生したもの。

5 協定第 17 条第 1 項第 8 号に規定する「前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態」とは、あらかじめ想定できないが、協定第 17 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事故・故障等に相当するような事態とする。

(事故・故障等の連絡)

第 14 条 協定第 17 条に基づく事故・故障等が発生した旨等の連絡は、事故・故障等と確認できた時点で行うものとする。

2 協定第 17 条に規定する事故・故障等が発生した旨等の連絡は、口頭により行うものとし、原則としてファクシミリを併用するものとする。

3 前項の連絡を行った後に新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより県及び関係市町村に連絡するものとする。

4 協定第 17 条第 1 項に規定する事故・故障等の発生の状況等についての報告は、事故・故障等発生報告書（様式第 18）により行うものとする。

5 協定第 17 条第 2 項及び第 3 項に規定する必要な事項についての報告は、その他安全に係る情報（必要な事項）報告書（様式第 19）により行うものとする。

6 協定第 17 条第 3 項の規定による報告は、必要と認めた県又は関係市町村が、その他の県及び関係市町村に連絡のうえ、報告要求書（様式第 20）により求めるものとする。

また、報告を求めた県又は関係市町村は、報告要求書の写しを、その他の県及び関係市町村に送付するものとする。

(事故・故障等発生時の連絡体制等)

第 15 条 茨城県、所在市町村、隣接市町村及び原子力事業者は、それぞれの連絡体制について、予め協定当事者に周知するとともに、連絡担当者等に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとする。

2 原子力事業者は、異常事態等の発生により事業所内の連絡用設備の使用が困

難な場合等特別の事情が生じた場合は、隣接市町村に対する連絡は、県を通じて行うことができる。

付 則

第1条 この要項は、平成10年4月1日から施行する。

第2条 昭和50年11月13日に制定した原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定等運営要項は、平成10年3月31日をもって廃止する。

付 則

第1条 この要項は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、平成16年4月30日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、平成17年7月20日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、平成17年12月26日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、平成18年10月20日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、平成19年12月21日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、平成26年 3月12日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、令和 3年 3月30日から施行する。

付 則

第1条 この要項は、令和 4年 5月17日から施行する。